明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目　次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七三）　一

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六六）　六

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、平成二十五年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人日本貿易振興機構平成二十三事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録関係　七三
地方公共団体
行旅死亡人関係　八六
会社その他　八七
会社決算公告　八九

省　令

○経済産業省令第七十三号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十八日　経済産業大臣　枝野　幸男

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中アルジェリアの項の次に次のように加える。

アルゼンチン	一　記章	

別表第二中チェコの項に次のように加える。

	五　記章	

六　記章

七　記章

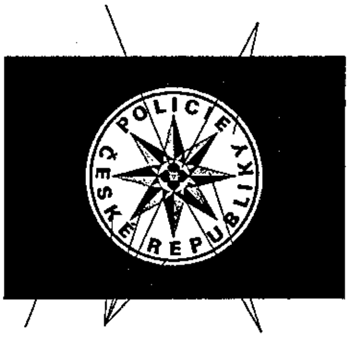

八　記章

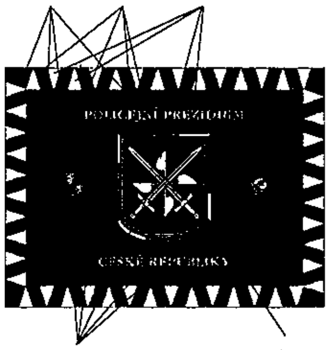

別表第三中アルジェリアの項の次に次のように加える。

アルゼンチン		
一		農業由来、未加工、調理済み又は加工処理済みの製品及び食品（ぶどう酒とぶどう由来のスピリッツ飲料を除く。）。
二		農業由来、未加工、調理済み又は加工処理済みの製品及び食品（ぶどう酒とぶどう由来のスピリッツ飲料を除く。）。
三		農産食品及び農工業製品

四		緑　黄　白 ARGENTINE FOOD • A Natural choice • 緑　水色　青	農産食品及び農工業製品

別表第三中パナマの項の次に次のように加える。

一	ペルー	赤 Perú	清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤、せっけん、香料、薫料及び香水類、化粧品（アローション及び歯磨き。薬剤（医薬用のもの）及び獣医科用剤、薬剤用の衛生剤、消毒剤、有害動物駆除剤、殺菌剤、除草剤。貴金属及びその合金並びに貴金属製品、宝飾品、宝玉、宝玉の原石。テキスト及び印刷物、教材（器具を除く。）。革製品及び人工皮革。建築材料（金属製のものを除く。）。手工芸品及び木材・コルク・葦・籐・柳又はプラスチック材料を用いた装飾用製品。台所用の有用な又は家庭用の手工芸品。織物用糸。織物及び織物製品、ベッドカバー及びテーブルカバー、被服、履物及び運動用特殊靴、帽子。消費用の動物由来の食品及び食用又は保存用の園芸の生産物、食用油脂、食用魚介類（生きている物を除く。）。消費用又は保存用の植物由来の食品及び食品の香味向上用の補助剤、パン、ペストリー（生地）及び菓子、氷菓。穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物、動物（生きているものに限る。）及び植物、飼料。ビール、ミネラルウォーター及び炭酸水並びにアルコール分を含有しない飲料、果実飲料。アルコール飲料（ビールを除く。）。広告、事業の管理、輸出入に関する事務の代理又は代行、見本市の運営。輸送、旅行の予

約及び手配。教育、スポーツ及び文化活動、テレビジョン放送用娯楽番組の制作・配給、書籍の制作（広告物を除く。）。科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計、品質管理。飲食物の提供及びバーにおける飲食物の提供、宿泊施設の提供（宿泊予約の取次ぎを含む。）。

別表第四中欧州原子力共同体の項の次に次のように加える。

欧州復興開発銀行	
	一　欧州復興開発銀行
	二
	青
	三
	黒
	四
	白　黒
	五　European Bank for Reconstruction and Development
	六　EBRD

別表第四中欧州環境庁の項の次に次のように加える

欧州漁業管理機関	
	一　欧州漁業管理機関
	二
	EUROPEAN FISHERIES CONTROL AGENCY
	紺　黄　水色　青

三 European Fisheries Control Agency
四 Европейска агенция за контрол на рибарството
五 Evropská agentura pro kontrolu rybolovu
六 EU-fiskerikontrolagenturet
七 Europäische Fischereiaufsichtsagentur
八 Ευρωπαϊκή Υπηρεσία Ελέγχου της Αλιείας
九 Agencia Europea de Control de la Pesca
十 Euroopa Kalanduskontrolli Amet
十一 Euroopan kalastuksenvalvontavirasto
十二 Agence européenne de contrôle des pêches
十三 Európai Halászati Ellenőrző Hivatal
十四 Agenzia europea di controllo della pesca
十五 Europos žuvininkystės kontrolės agentūra
十六 Eiropas Zivsaimniecības kontroles aģentūra
十七 L-Aġenzija Ewropea għall-Kontroll tas-Sajd
十八 Europees Bureau voor visserijcontrole
十九 Europejska Agencja Kontroli Rybołówstwa
二十 Agência Europeia de Controlo das Pescas
二十一 Agenția Europeană pentru Controlul Pescuitului
二十二 Európska rybárska agentúra
二十三 Evropska agencija za nadzor ribištva
二十四 Europeiska fiskerikontrollbyrån
二十五 EFCA

別表第四中国際農業開発基金の項の次に次のように加える。

イーター国際核融合エネルギー機構	一 イーター国際核融合エネルギー機構 二 iter 白 黄 三 ITER International Fusion Energy Organization 四 Organisation internationale ITER pour l'énergie de fusion 五 ITER

附　則

(施行期日)

1　この省令は、平成二十四年十月十八日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第六十六号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　許可番号　関東財務局長(銀代)第四号
銀行代理業者名　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都渋谷区恵比寿一丁目二十八番一号
許可年月日　平成十八年四月一日
所属銀行の商号　株式会社三菱東京UFJ銀行
失効年月日　平成二十四年三月二十八日

二　許可番号　関東財務局長(銀代)第五十七号
銀行代理業者名　イオン保険サービス株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一イオンタワー二十階
許可年月日　平成二十一年四月一日
所属銀行の商号　株式会社イオン銀行
失効年月日　平成二十四年四月三十日

三　銀行代理業者名　小柳　直久
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道北見市卸町三丁目七番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
失効年月日　平成二十三年九月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行

四　銀行代理業者名　高嶋　明志
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県加西市畑町四十四番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月二十八日

五　銀行代理業者名　生田　絹代
主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県岡山市北区花尻ききょう町十二番地百十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年二月二十九日

六　許可番号　東北財務局長(銀代)第四十一号
銀行代理業者名　田中ひろみ
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県会津若松市町北町大字上荒久田字村北百二十五番地
許可年月日　平成二十一年一月三十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月一日

七　銀行代理業者名　阿部　雄吉
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県一関市花泉町日形字町裏十四番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月九日

八　銀行代理業者名　後藤　佳子
主たる営業所又は事務所の所在地　神奈川県横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月三十日

九　銀行代理業者名　疋田　文子
主たる営業所又は事務所の所在地　千葉県旭市ニ三千十五番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月三十日

十　銀行代理業者名　佐藤　イツ
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県魚沼市三渕沢百三十五番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月三十日

十一　銀行代理業者名　吉武　久恵
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県新潟市西区上新栄町六丁目十六番三号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月三十日

十二　銀行代理業者名　安藤　徹三
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県多治見市旭ケ丘十丁目六番地の三十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年三月三十日

十三　銀行代理業者名　笠間　禮子
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県庄原市実留町二千三百六十番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年四月一日

十四　銀行代理業者名　廣田　俊明
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道函館市西桔梗町五百八十九番地の二百八十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年四月二日

十五　銀行代理業者名　海内　京子
主たる営業所又は事務所の所在地　富山県射水市新開発六百十二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年四月二日

十六　銀行代理業者名　竹下　秀中
主たる営業所又は事務所の所在地　京都府福知山市問屋町四十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年四月二日